

第 23 回太子町農業委員会総会議事録

令和 7 年 11 月

太子町農業委員会

議 事 録

開催日時 令和7年11月21日(金)午前9時30分

開催場所 太子町役場行政棟3階ホール

出席委員 農業委員(14名)

- 1 番委員 赤松 光男
- 2 番委員 前田 俊春
- 3 番委員 新 多恵
- 4 番委員 大西 正美
- 5 番委員 山田 幸雄
- 6 番委員 森川 徹夫
- 7 番委員 塚本 芳文
- 8 番委員 朝生 憲敏
- 9 番委員 倉橋 輝明
- 10 番委員 塚原 栄一
- 11 番委員 檜皮 由美
- 12 番委員 長谷川 秀人
- 13 番委員 松本 雅邦
- 14 番委員 廣岡 正義

農地利用最適化推進委員(7名)

- 北川 智一
- 首藤 俊彦
- 八木 正実
- 佐々木 茂美
- 菅原 清隆
- 玉田 隆良
- 森川 明久

農業委員会事務局職員

- 事務局長 栗岡 秀成
- 事務局員 出田 貴樹
- 事務局員 藤澤 寛将

事務局 定刻になりましたので、第23回太子町農業委員会定例総会を開始します。

議長 本日はご多忙のところお集まりいただきまして、ありがとうございます。ただいまの出席委員は、農業委員14名、推進委員7名です。太子町農業委員会会議規則第6条に定められている定足数に達しておりますので、会議は成立していることを宣言します。それでは、これより第23回農業委員会総会を開会します。

議長 議事録署名委員については太子町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、8番朝生憲敏委員、9番倉橋輝明委員を指名します。

議長 今月の報告事項は1件となります。報告内容につきましては、今月開催しました各地区別農業委員会にて事務局より説明を受けておりますので、本日は割愛します。

議長 それでは審議事項に入ります。本日の審議案件は、3条申請3件、5条申請1件、農用地利用集積等促進計画案に係る農業委員会の意見聴取についてとなります。

議長 まず、受付番号175番の3条申請について審議します。事務局は説明をお願いします。

事務局 受付番号：175、区域区分：市街化調整区域、申請内容：農地法3条申請（所有権移転）、農地の所在：太子町蓮常寺■■■■■、登記地目：畑、現況地目：畑、面積：386㎡、譲受人：■■■■■、譲渡人：■■■■■となっております。

平成28年に相続により譲渡人の■■■■■さんへ所有権が移転しましたが、その当時から東京都在住であったため、■■■■■の依頼を受け、従兄弟である譲受人の■■■■■さんが申請地を管理していました。このたび、申請地を引き取ってもらうことで話がまとまり、3条申請に至っています。

譲受人は今まで農地を持っていないので、新規就農者になりますが、以前から申請地で野菜づくりをしています。

耕作機械は耕耘機、草刈機を所有しており、申請地をしっかりと耕作されているので、今後も問題なく耕作できると考えます。引き続き周辺地域に協力して、話し合い活動、取り決めに遵守して活動していくことを確認しています。地域計画策定前の地域ですので、支障ありません。

事務局からの説明は以上となります。

議長 担当委員は説明をお願いします。

八木委員

申請地は、石海小学校から [] にあり、市街化調整区域になります。
譲渡人と譲渡人は従兄弟関係になり、譲受人は譲渡人の依頼を受け、10年前から野菜作りなどを行っています。現在、譲渡人は東京在住であり、実家の居宅、農地を整理するのに当たり、このたびの3条申請に至っています。

譲受人は、10年間前から野菜作りをしており、自宅も近いこと、農機具も所有していることから、引き続き耕作できると思います。

譲受人は76歳、奥様71歳ですが、同居の娘さんと息子さんに手伝ってもらえることを確認しています。譲受人は、自治会の溝掃除や草刈りなども積極的に参加されています。以上のことから、ご審議をお願いします。

議 長

ただいまの、事務局及び担当委員の説明について、質問、意見等ございますか。

委員一同

(質問・意見なし)

議 長

この案件について、許可することとしてよろしい方は挙手願います。

委員一同

(挙手多数)

議 長

賛成多数でございますので、許可すると決定します。

受付番号176番の3条申請について審議します。事務局は説明をお願いします。

事務局

受付番号：176、区域区分：市街化区域、申請内容：農地法3条申請（所有権移転）、農地の所在：太子町東保 []、登記地目：畑、現況地目：畑、面積：201㎡、譲受人： []、譲渡人： [] となっております。

当該地の所有権について、譲受人、譲渡人は兄弟で、相続により譲受人の [] さんが3分の2、譲渡人の [] さんが3分の1を持っていましたが、譲渡人の [] さんは西宮に居住しており、申請地は譲受人が管理しています。このたび、相続整理のため、3分の1の所有権を移転することで、3条申請に至っています。

譲受人は、耕耘機、草刈り機を所有しており、申請地で15年にわたり野菜作りをしています。通作距離は居宅から150mであり、今後も問題なく耕作できると考えます。引き続き周辺地域に協力して、話し合い活動、取り決めに遵守して活動していくことを確認しています。地域計画策定前の地域ですので、支障ありません。

事務局からの説明は以上となります。

議 長 担当委員は説明をお願いします。

新委員 申請地は、丸尾建築あすかホールから []、[] 向かいにある [] に位置します。譲渡人は西宮市在住で 93 歳、譲受人は 88 歳で [] をしています。譲渡人と譲受人は兄妹です。申請地は、譲渡人と譲受人ともう一人大阪に住んでいた兄弟 3 人が 3 分割で、父から相続した土地でした。しかし、実際は譲受人が全ての農地で野菜作りをしていました。平成 30 年に大阪に住んでいた兄弟から譲受人へ相続しています。今回、譲渡人は西宮市に住んでおり、遠方ということ、高齢ということから譲受人へ贈与という形で所有権移転することとなりました。

今後も引き続き、サツマイモ、ダイコン、トマト、キュウリなどの野菜作りをしていく計画です。息子さんが同居しており、現在も野菜作りを手伝っています。以上のことから、ご審議をお願いします。

議 長 ただいまの、事務局及び担当委員の説明について、質問、意見等ございますか。

委員一同 (質問・意見なし)

議 長 この案件について、許可することとしてよろしい方は挙手願います。

委員一同 (挙手多数)

議 長 賛成多数でございますので、許可すると決定します。

受付番号 177 番の 3 条申請について審議します。事務局は説明をお願いします。

事務局 受付番号：177、区域区分：市街化調整区域、申請内容：農地法 3 条申請（所有権移転）、農地の所在：太子町上太田 []、登記地目：田、現況地目：田、面積：1283 m²、譲受人： []、譲渡人： [] となっています。

譲受人は姫路市太市に実家があり、その近くの農地付住宅を購入したことに伴い 3 条申請に至っています。

譲受人は姫路市にある約 200 m²の自作地で野菜作りをしており、また、父が所有する約 1,000 m²の田んぼでは、父に代わり水稻に取り組んでいるので問題なく耕作でき、耕作機械は、父が所有するトラクター、田植機、コンバイン、耕耘機、草刈り機を使用し、引き続き農作業に従事していきます。周辺地域に協力して、話し合い活動、取り決めに遵守して活動していくことを確認しています。

地域計画策定前の地域ですので、支障ありません。

事務局からの説明は以上となります。

議 長 担当委員は説明をお願いします。

森川委員 この申請地は、上太田インターチェンジから [REDACTED] と
ころにあります。譲受人は36歳で姫路市相野在住ですが、隣の太市にある実家
に住んでいる父親の体調が良くないため、近くの物件を探されていたところ譲
渡人の物件を見つけ購入しました。購入にあたり、居宅売買に伴う無償譲渡とい
う形で、申請地を取得しました。譲受人は、現在1250㎡の田畑を父親に代わり
管理し、耕作機械はトラクター、田植え機、コンバイン、草刈り機を各1台ずつ
所有しています。中学生の頃から父親の手伝いをしており、農業経験は豊富で
す。地域の溝掃除や草刈りにも参加していくとの事を確認しています。

申請地は、長期間にわたり、米や野菜などを作っていない為、水路が土や草で
埋まっている状態ですが、譲受人と自治会長、農区長と相談し、作付けができる
ように協議していきます。以上のことから、ご審議をお願いします。

議 長 ただいまの、事務局及び担当委員の説明について、質問、意見等ございますか。

委員一同 (質問・意見なし)

議 長 この案件について、許可することとしてよろしい方は挙手願います。

委員一同 (挙手多数)

議 長 賛成多数でございますので、許可すると決定します。

受付番号178の5条申請について審議します。事務局は説明をお願いします。

事務局 受付番号：178、区域区分：市街化調整区域、申請内容：農地法5条申請（所
有権移転）、農地の所在：太子町福地 [REDACTED]、登記地目：畑、現況地目：
畑、面積：195㎡、太子町福地 [REDACTED]、登記地目：畑、現況地目：畑、
面積：56㎡、譲受人： [REDACTED]、譲渡人： [REDACTED]、転用目的：露天駐車場
敷地となっています。

本件は、譲受人の夫婦が駐車場を探していたところ、居宅の近くに農地を持っ
ていた譲渡人との間で話がまとまり、このたびの申請に至っています。

譲受人の居宅周辺の道路は、道幅がとても狭く、居宅内に駐車ができないこと
で、居宅の近くの貸駐車場を利用していましたが、子供の成長に伴い、今後、車

の台数が増えることに鑑み、土地の購入に至っています。車の所有台数は、現在3台、年内に1台購入予定、後、来客用1台の計5台分の駐車場が必要となっており、事業計画図の駐車場配置図は非効率な配置になっていないことから、適正なものであると考えています。

申請地は、街区の面積に占める宅地面積が40%を超えているため、第3種農地と判定される見込みです。また、露天駐車場敷地のため都市計画法の手続は不要です。地域計画策定前の地域ですので、支障ありません。

事務局からの説明は以上となります。

議 長 担当委員は説明をお願いします。

首藤委員 申請地は、福地■■■■、面積は195㎡になり、宅地を挟んだ■■■■、面積56㎡、登記簿上は畑、現況は耕作されず保全管理のみとなっている土地です。福地自治会の■■■■にあり、周囲は家屋に囲まれた中の畑地です。譲渡人と譲受人は同じ自治会に住んでいます。譲渡人は高齢で、これまでも畑作業はしておらず、保全管理も負担であることで当該地を売りに出しました。譲受人宅は近くにあり、現在は家族で車3台を保有され、近隣の有料駐車場を借りています。今後、子どもが新たに車を保有する予定であることから、自分の駐車場を確保したいとの目的で、今回土地を購入することで申請に至っています。自治会長、農区長の同意も得ており、特に問題はないと思いますので、ご審議をお願いします。

議 長 ただいまの、事務局及び担当委員の説明について、質問、意見等ございますか。

委員一同 (質問・意見なし)

議 長 この案件について、兵庫県に進達することとしてよろしい方は挙手願います。

委員一同 (挙手多数)

議 長 賛成多数でございますので、兵庫県に進達すると決定します。
受付番号179の農用地利用集積等促進計画案に係る農業委員会の意見聴取について事務局は説明をお願いします。

事務局 受付番号：179、農用地利用集積等促進計画作成についてになります。
農用地利用集積等促進計画の県知事への認可申請について、太子町長から意見聴取がありましたので、「農地中間管理事業の推進に関する法律の基本要

綱」第6の3の(2)の規定に基づき、

①耕作等の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作等の事業を行うと認められること。

②耕作等の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

③農地所有適格法人等

を確認の上、太子町長に意見を提出することとなっています。

賃借権の設定を受けようとする者：1名、申請総数：2筆、3,495㎡、権利種別：使用借権、利用権の設定：新規設定、設定期間：9年です。

以上の計画内容は、「農地中間管理事業の推進に関する法律の基本要綱」第6の3の(2)の規定の各要件を満たしていると考えます。

事務局からの説明は以上となります。

議長 ただいまの、事務局の説明について、質問、意見等ございますか。

委員 (質問・意見なし)

議長 ないようですので、農用地利用集積等促進計画作成における農業委員会からの意見聴取について、「意見なし」とし、太子町長に意見を提出することとしてよろしい方は挙手願います。

委員一同 (挙手多数)

議長 賛成多数でございますので、提出すると決定します。
以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項は全て終了しました。
これをもちまして、第23回太子町農業委員会総会を閉会します。

太子町農業委員会会議規則第 13 条 2 の規定により署名する。

太子町農業委員会

議 長
(会 長)

前田俊春

議事録署名委員
(8 番朝生憲敏委員)

朝生憲敏

議事録署名委員
(9 番倉橋輝明委員)

倉橋輝明